（木造の継手及び仕口の構造方法を定める件の一部改正）

第三条　木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。 一　（略） 二　壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあっては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあっては次の表一に、その他の柱にあっては次の表二に、それぞれ掲げる表三(い)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合においては、この限りでない。 イ　当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合 ロ　次のいずれにも該当する場合 (1)　当該仕口（平家部分又は階数が二の建築物の一階の柱の柱脚のものに限る。）の構造方法が、次の表三(い)から(ぬ)までのいずれかに定めるところによるもの（百二十ミリメートルの柱の浮き上がりに対してほぞが外れるおそれがないことを確かめられるものに限る。）であること。 (2)　令第四十六条第四項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の軸組の長さの合計に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表四に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項の規定による各階の床面積に同項の表二の数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、同表の数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上であることが確かめられること。 表一～表三　（略） 表四 軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値 / 低減係数 階数が一の建築物 / 階数が二の建築物の一階 / 階数が二の建築物の二階 一・〇以下の場合 / 一・〇 / 一・〇 / 一・〇 一・〇を超え一・五以下の場合 / 一・〇 / 一・〇 / 〇・九	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。 一　（略） 二　壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあっては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあっては次の表一に、その他の柱にあっては次の表二に、それぞれ掲げる表三(い)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合においては、この限りでない。 （新設） （新設） 表一～表三　（略） （新設）